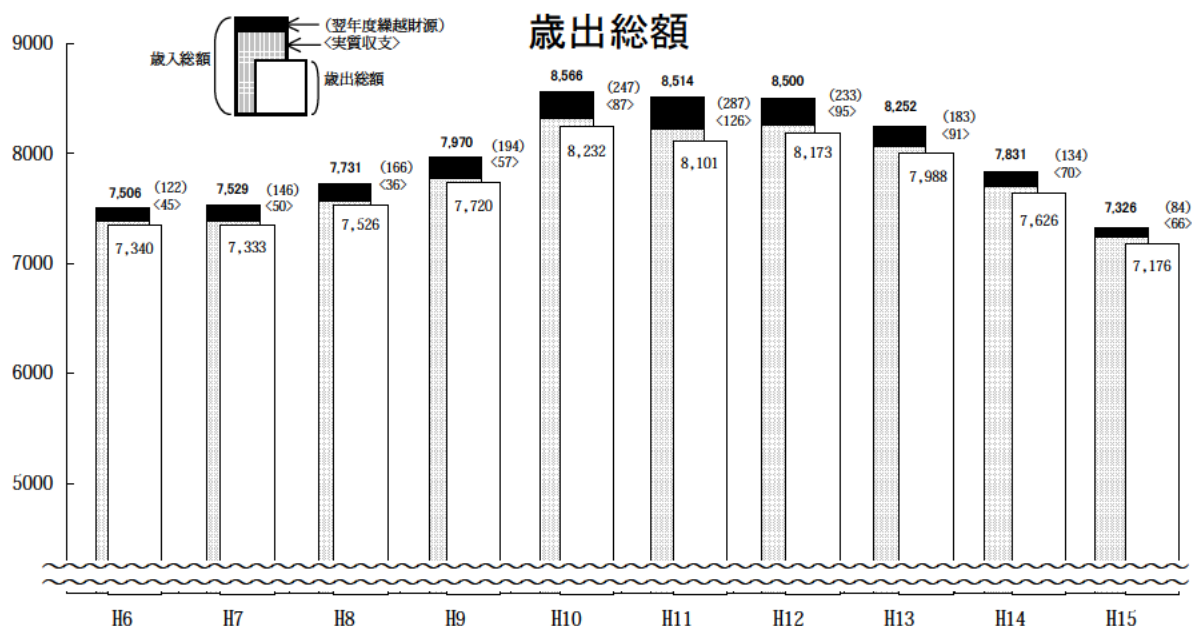


図2 一般会計決算の推移



一口メモ

- 形式収支とは…………… 現金主義の建前にたって、当該年度に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもの；【(歳入決算額) - (歳出決算額)】
- 実質収支とは…………… 本来当該年度に属すべき支出額（翌年度への繰越額）及び収入額（繰越額に係る未収入特定財源）といった発生主義の要素を加減し、実質的な財政収支の結果を明らかにするもので、累年による黒字、赤字額を示す；  
【(形式収支) - (翌年度へ繰り越すべき財源)】
- 単年度収支とは…………… 実質収支は前年度以前からの収支の累計であることから、額の影響を控除し、当該年度だけの収支を捉えるもの；  
【(当該年度の実質収支) - (前年度の実質収支)】
- 実質単年度収支とは… 単年度収支の中には、実質的な黒字要素や赤字要素が含まれており、これらを控除した単年度収支が、実質的にどのようになったかを表すもの；  
【(単年度収支) + (財政調整基金積立額) + (地方債繰上償還額) - (財政調整基金取崩額)】

(1) 歳入

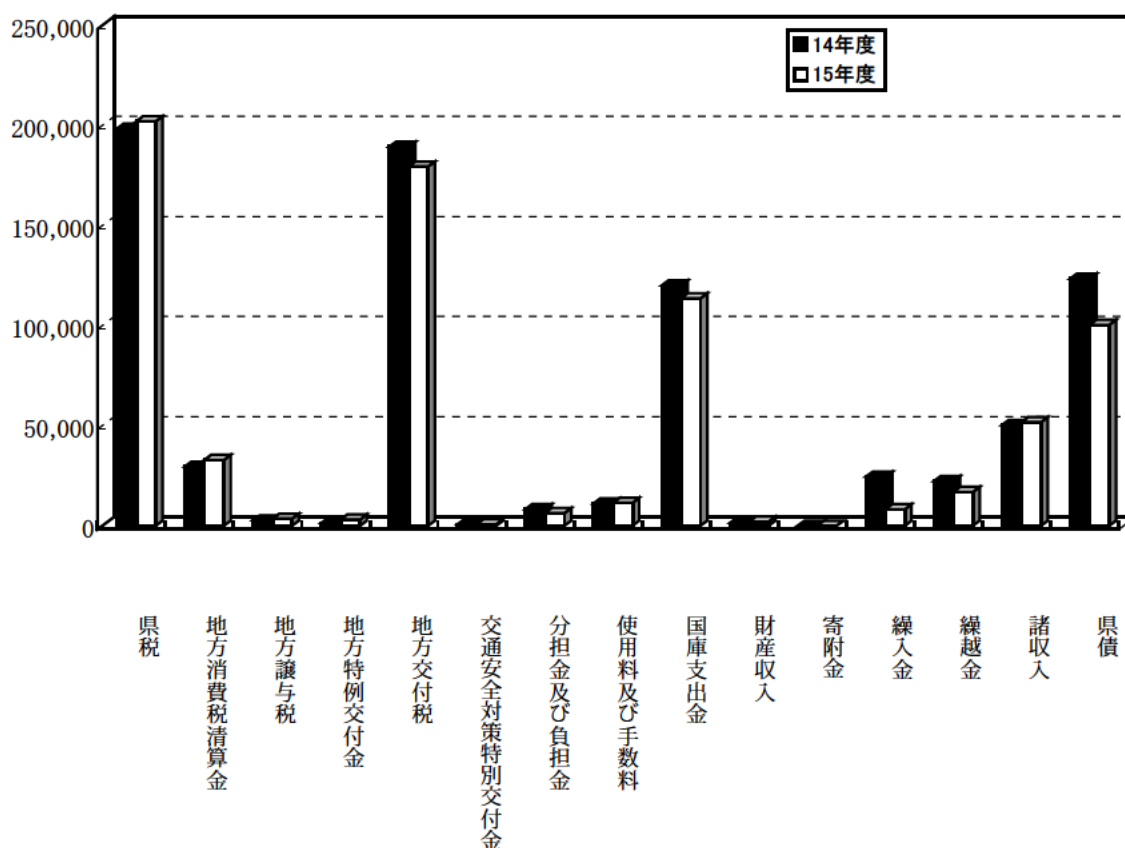
ア 科目別歳入決算の状況

主要な歳入科目の決算の状況は、以下のとおりです。

なお、歳入科目ごとに、決算額を前年度と比較すると、図3のとおりです。また、過去からの推移については、巻末資料4をご覧ください。

図3 一般会計款別歳入決算の対前年度比較

(単位：百万円)



(ア) 県税

平成15年度の県税収入は、約2,020億円で、前年度に比べて約37億円、1.8%の増となりました。

これは主に、法人二税の増によるものです。法人二税は、法人のコスト削減効果等による所得増により、約654億円で、前年度に比べて約88億円、15.5%の増となりました。

一方、県民税利子割は、郵便貯金と銀行預金の低金利により約40億円で、前年度に比べて約21億円、34.4%の減となりました。

また、個人県民税は、景気低迷による個人所得の減少により、約296億円で、前年度に比べて約15億円、4.9%の減となりました。

これら県税収入の状況については、表3、図4及び巻末資料6を、また、過去の推移については、図5及び巻末資料5をご覧ください。

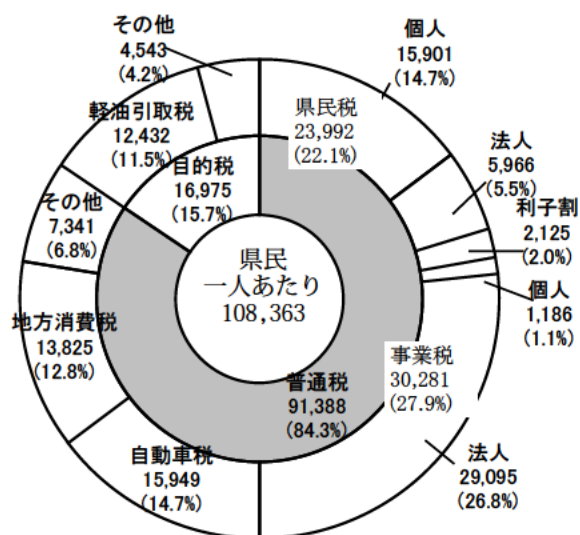
表3 県税決算の状況（一般会計）（単位：千円、％）

	平成15年度 決算額 A	平成14年度 決算額 B	比較		構成比		県民1人 あたり 負担額(円)
			増減 A-B	伸び率 (A-B) /B	15年度	14年度	
普通税	170,363,940	166,483,464	3,880,476	2.3	84.3	83.9	91,388
直接税	138,269,609	134,479,750	3,789,859	2.8	68.4	67.8	74,182
間接税	32,094,331	32,003,714	90,617	0.3	15.9	16.1	17,216
目的税	31,645,213	31,862,322	△217,109	△0.7	15.7	16.1	16,975
直接税	8,469,146	8,084,445	384,701	4.8	4.2	4.1	4,543
間接税	23,176,067	23,777,877	△601,810	△2.5	11.5	12.0	12,432
合計	202,009,153	198,345,786	3,663,367	1.8	100.0	100.0	108,363

(注) 県民1人あたり負担額は平成15年度です。〔人口（H15.10.1 1,864,185人）〕

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

図4 県民1人あたりの県税負担額及び構成割合（一般会計）



(単位：円)

\* 下段(%)は県税科目構成割合です。

(注) 人口（H15.10.1 統計調査課推計1,864,185人）

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

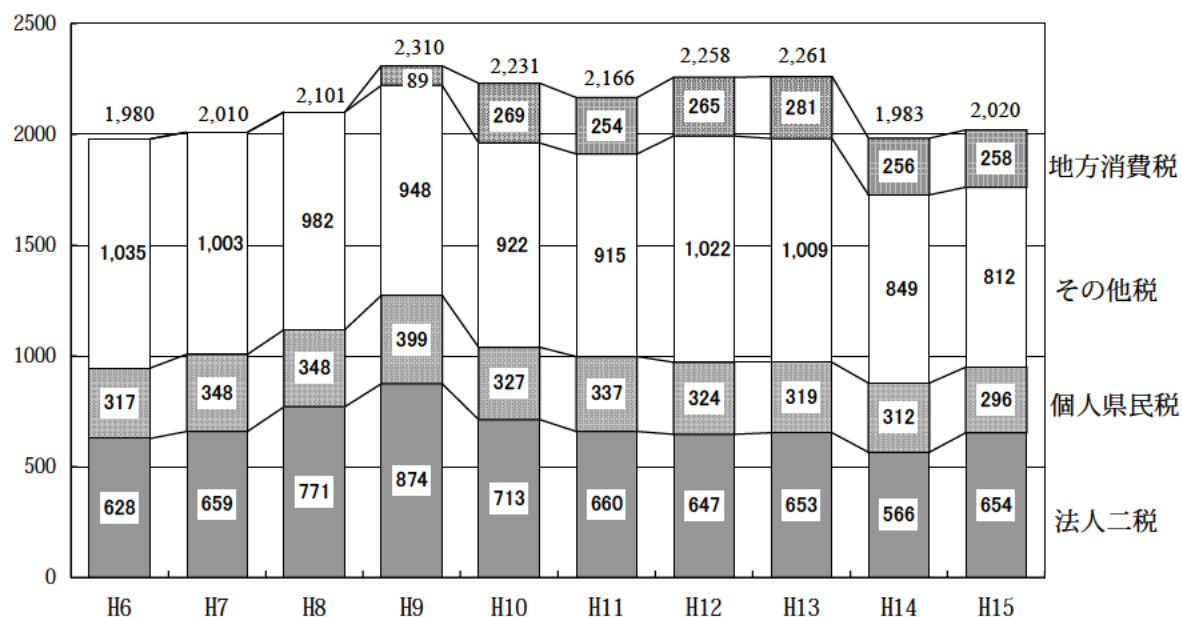
一口メモ

● 「県税」

**普通税**… 県の一般財政需要を支弁するために課する税をいいます。普通税には、税目が法定されている普通税とそれ以外のもので地方団体が所定の要件と手続きのもとに課することができる法定外普通税とがあります。

**目的税**… 県の特定の財政需要を支弁するために課する税で、用途が特定されている税をいいます。

図5 県税収入の額の推移（一般会計）



(注) 法人二税＝法人県民税＋法人事業税

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

## 法人二税と県の歳入構造

平成15年度は、法人事業税と法人県民税を合わせた法人二税の歳入全体に占める割合は、9.1%にすぎませんが、県税収入の32.4%を占めています。

一方で、これら法人二税は、経済情勢によって大きく変動することが知られています。

県税収入の推移をみますと、図6のとおり、対前年度伸び率がバブル崩壊後の平成4～5年度に大きく落ち込み、その後、平成6年度から上昇に転じましたが、9年度をピークに再び減少に向かいました。図7及び図8のとおり、その動向は、法人二税の動向とほぼ一致しています。県の歳入構造は、法人二税に大きく依存しているといえます。なお、これら法人二税の推移については、巻末資料7、8をご覧ください。

このようなことから、地方自治体のサービスの財源が経済変動の影響を大きく受けられないような税の制度が必要だという議論がされ、平成16年4月1日から、法人事業税に外形標準課税制度が導入されました。

図6 県税収入の対前年度伸び率の推移（一般会計）

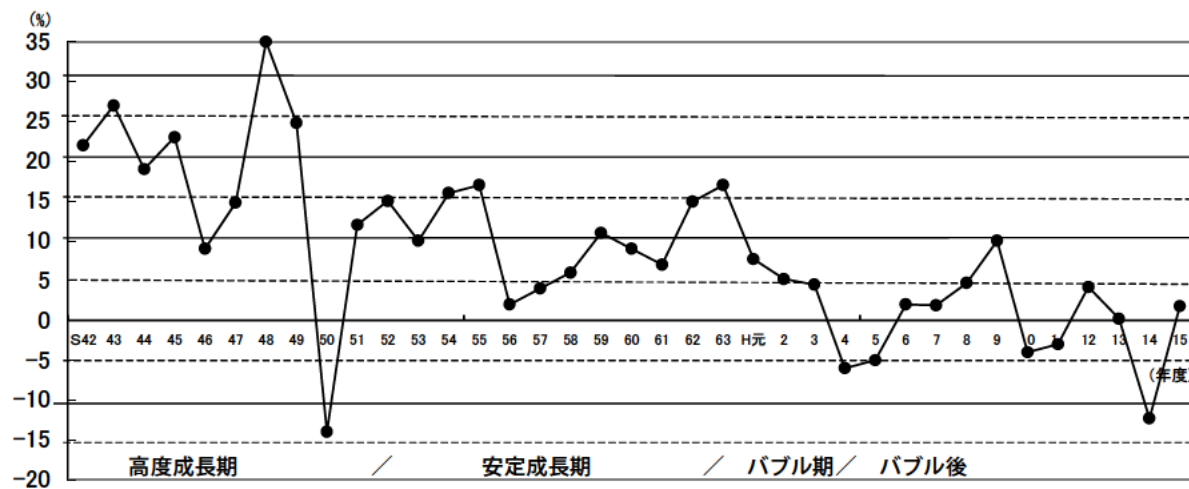


図7 法人二税の推移（一般会計）

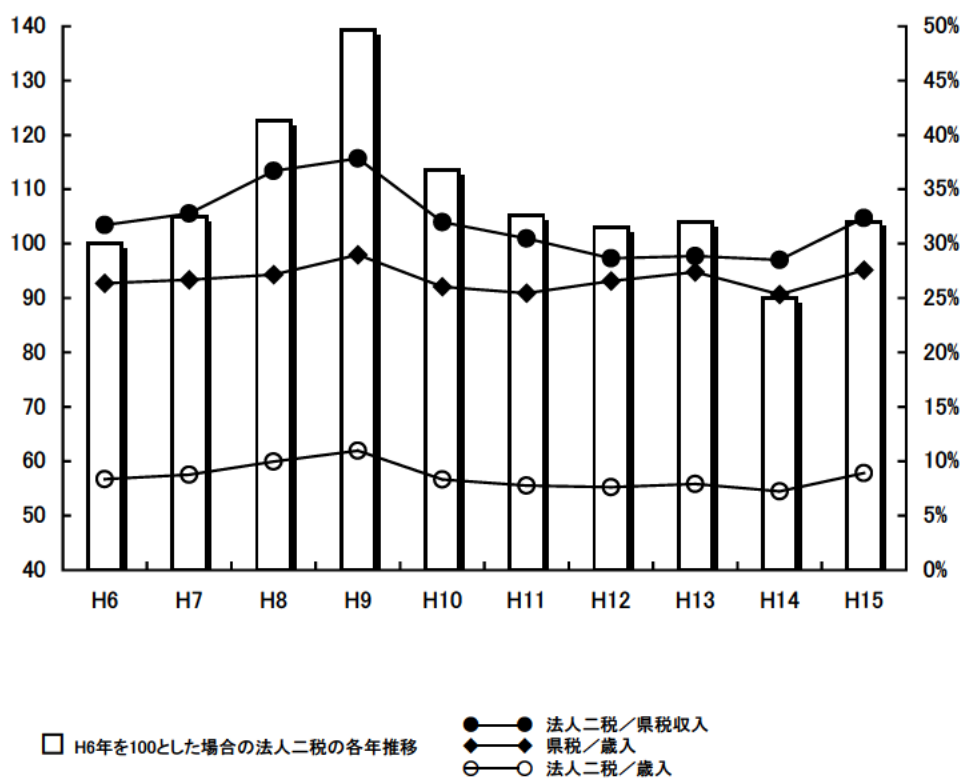
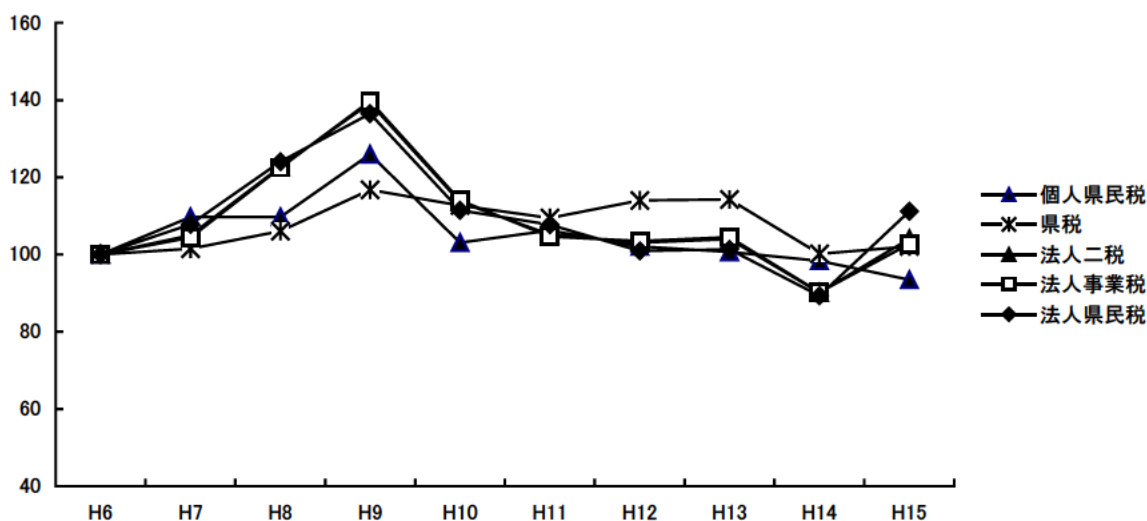


図8 県税の動向の推移（一般会計）

（平成6年度を100とした場合の各年度の推移）



以下、県税以外の主要科目については、表4をご覧ください。

(イ) 地方消費税清算金

地方消費税清算金は、約328億円で、前年度に比べ32億円、10.9%の増額となりました。これは、個人消費の持ち直しなどの影響から、清算の基礎となる全国の地方消費税が増収となっていることによるものです。

(ウ) 地方譲与税

地方譲与税は、約35億円で、前年度に比べ8億円、29.6%の増額となりました。これは、地方道路譲与税が増加したことによるものです。

(エ) 地方交付税

地方交付税は、約1,794億円で、前年度に比べ99億円、5.2%の減額となりました。これは、地方交付税制度において、国の財源不足のため、地方交付税の一部が平成13年度から段階的に地方債（臨時財政対策債）に振り替えられていることにより大幅に減少しています。ただし、地方交付税と臨時財政対策債とを合わせた額では、191億円、4.4%の増加となっています。

(オ) 国庫支出金

国庫支出金は、約1,136億円で、前年度に比べ64億円、5.3%の減額となりました。

(カ) 繰入金

繰入金は、約86億円で、前年度に比べ158億円、64.8%の減額となりました。このうち、他会計繰入金は13億円、134.0%の増であるものの、基金繰入金が64億円となり、前年度に比べ171億円、72.7%の減となっています。

表4 主要な歳入科目決算の状況（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	平成15年度 決算額A	平成14年度 決算額B	比 較		構 成 比	
			増 減 A - B	伸び率 (A-B)/B	15年度	14年度
地方消費税清算金	32,839,691	29,610,488	3,229,203	10.9	4.5	3.8
地方譲与税	3,541,423	2,732,661	808,762	29.6	0.5	0.3
地方交付税	179,412,611	189,305,923	9,893,312	5.2	24.5	24.2
普通交付税	177,045,319	186,680,671	9,635,352	5.2	24.2	23.8
特別交付税	2,367,292	2,625,252	257,960	9.8	0.3	0.3
国庫支出金	113,587,726	119,949,520	6,361,794	5.3	15.5	15.3
国庫負担金	86,480,149	92,786,565	6,306,416	6.8	11.8	11.8
国庫補助金	25,254,901	26,246,324	991,423	3.8	3.4	3.4
委託金	1,852,677	916,631	936,046	102.1	0.3	0.1
繰入金	8,624,271	24,467,521	15,843,250	64.8	1.2	3.1
歳入合計	732,609,264	783,052,221	50,442,957	6.4		

（四捨五入のため合計に合わない場合があります。）

## 一口メモ

地方譲与税..... 国が徴収する国税を一定の基準で地方公共団体に譲与するもので、都道府県に譲与するものとしては地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。

地方交付税..... 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税のうち所得税、酒税の32%、法人税（H10；32%、H11；32.5%、H12～；35.8%）、消費税の29.5%及びたばこ税の25%が充てられています。

交通安全対策特別交付金... 地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反などの反則金を財源に、交通事故件数と人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。

分担金及び負担金..... 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき徴収するものです。

使用料及び手数料..... 県の施設や行政サービスを利用する人から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。

国庫支出金..... 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。

国庫負担金；義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。

国庫補助金；国が費用の全部又は一部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。

国庫委託金；国会議員の選挙や国勢調査など、本来国の行うべき事務について、国が経費の全部を負担して地方公共団体に事業を委託するものです。

- 財産収入…………… 県の財産を貸し付けたり売り払うことによる収入です。
- 寄附金…………… 県以外から金銭を譲り受けるものです。
- 繰入金…………… 他の会計や基金などから繰り入れるものです。
- 繰越金…………… 県の前年度の決算剰余金を受け入れるものです。
- 諸収入…………… 地方税の延滞金や預金利子など他の収入科目に含まれない収入です。
- 県債…………… 県が高等学校などを建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、財源を確保するため、また、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、長期の資金借入れを行うものです。起債にあたっては現在、総務大臣の許可が必要です。
- 県債依存度…………… 歳入総額に占める県債の割合をいいます。

(キ) 県債

平成15年度の県債発行額は、約1,004億円で、表5のとおり、前年度に比べ229億円、18.6%の増となりました。

また、県債依存度（歳入総額に占める県債の割合）は、表6、図9のとおり、平成15年度は、前年度に比べ2.0ポイント減の13.7%となりました。また、歳出総額に占める元利償還金の割合は、平成15年度に13.9%（対前年度比1.7ポイント減）となりました。一方、県債の平成15年度末現在高は、約9,107億円で、前年度に比べ201億円、2.3%の増となりました。

発行した県債の種類は、図10及び巻末資料9のとおり、その主なものは、臨時財政対策債に43.8%、土木債に37.9%、農林水産債に8.5%などとなっています。平成17年度までは、制度上、県債の発行は総務省の許可が必要で、また地方財政法で用途も制限されていて、投資的経費にのみ充てることになっています。なお、臨時財政対策債など特別法等により発行が許可される県債もあり、その発行額も増えています。県債残高が増えるということは、一方で社会資本の整備が進んだともいえるでしょう。

県債発行額の推移などについては、図11及び巻末資料10のとおり、平成6年度に対して平成15年度は、金額で約1.12倍、県債依存度で約1.15倍となっています。

表5 県債発行額の対前年度比較（一般会計） （単位：千円、%）

区 分	平成15年度 決算額 (A)	平成14年度 決算額 (B)	比 較	
			増 減 (A - B)	伸 び 率 (A - B) / (B)
県 債	100,374,724	123,321,177	△22,946,453	△18.6

表6 県債依存度等の年度別推移（一般会計） （単位：%）

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
県債発行額/歳入総額	11.9	13.8	14.1	12.8	14.3	12.1	11.9	12.6	15.7	13.7
元利償還金/歳出総額	8.9	6.3	7.4	8.8	9.6	10.4	12.6	13.8	15.6	13.9



図9 歳入に占める県債発行額及び歳出に占める元利償還金の割合の推移

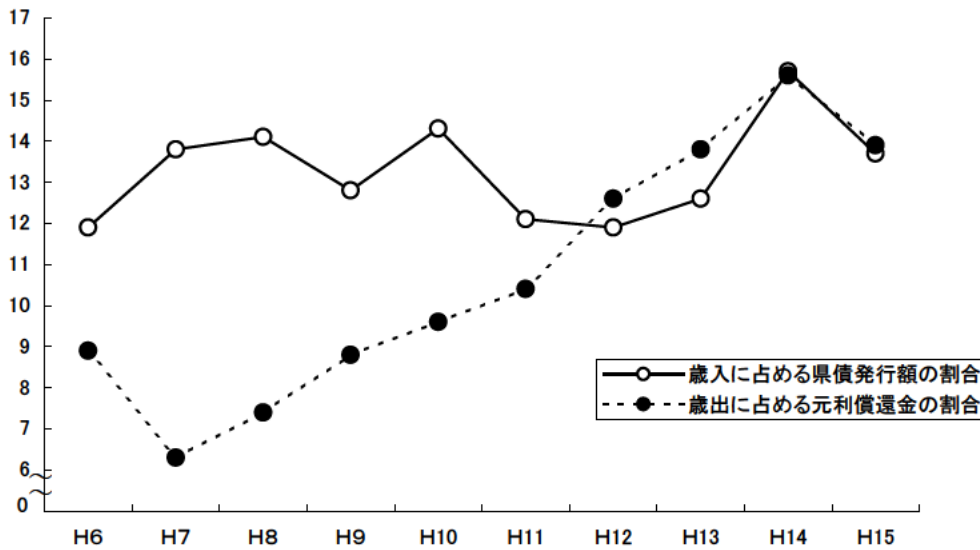


図10 県債目別構成比（一般会計）

(単位：%)

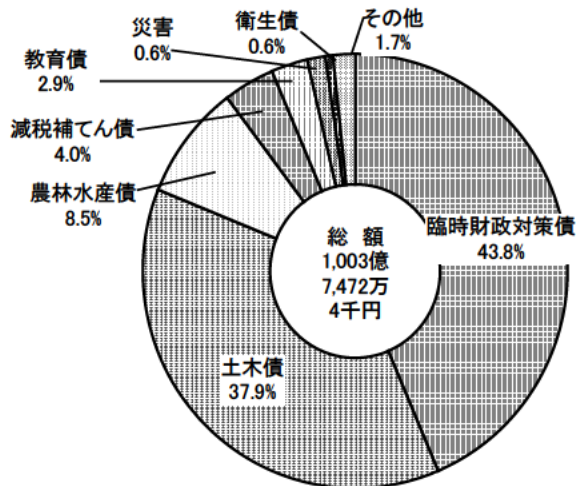
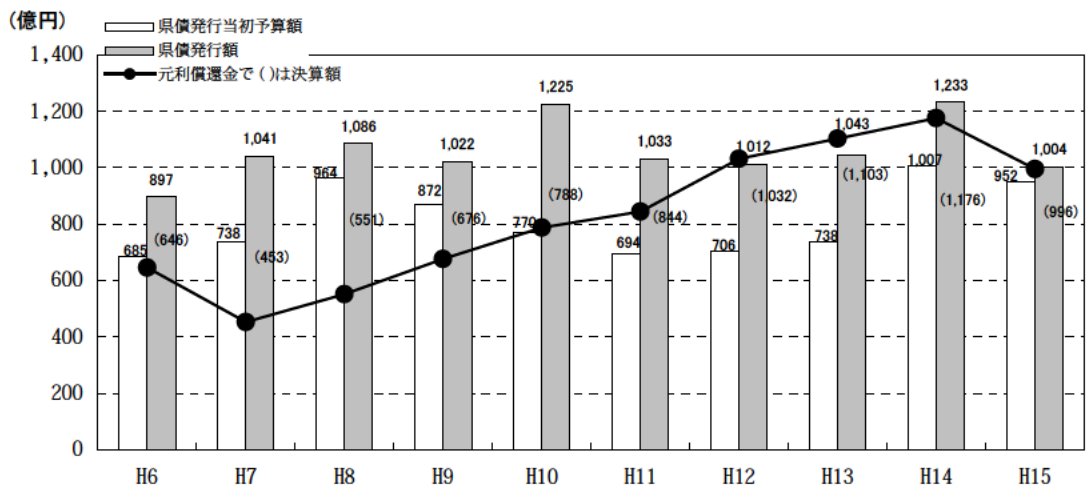


図11 県債発行額の推移（一般会計）

(四捨五入によるため合計に合わない場合があります。)



(注) 平成6年の元利償還金には特定資金公共事業債（NTT債）の償還を含んでいます。

## イ 性質別歳入決算の状況

### (ア) 自主財源と依存財源

歳入の自主性という観点から、県税や財産収入など県自らの権限によって収入できる自主財源と、地方交付税や国庫支出金、県債など国によって交付あるいは割当てられる依存財源に分類してみますと、歳入決算額に占める自主財源の割合が高いほど財政運営に自主性があり、財政上好ましい姿であるといえます。

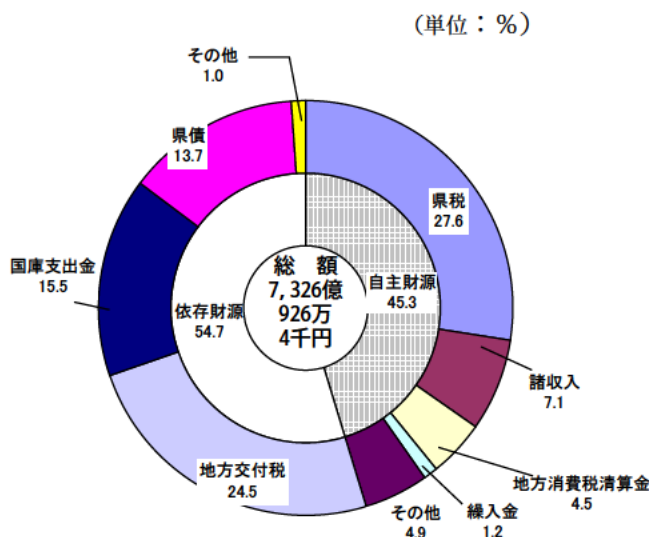
平成15年度決算では、表7、図12及び巻末資料11のとおり、自主財源が45.3%、依存財源が54.7%を占めています。昨年度と比較すると、県税が約37億円の増収となったことなどから、自主財源比率は昨年度の44.2%を若干上回りました。

近年の推移をみてみますと、平成4年度から国の経済対策が始まったことから、県債や国庫支出金が増えて、自主財源比率は下がりました。その後、税収の回復や基金の取崩しなどによって50%に近づきましたが、平成11年度以降は再び下降傾向を示しています。

自主財源は概ね2分の1を占めていますが、県税収入は、27.6%に止まっています。また、依存財源は、地方交付税24.5%、国庫支出金15.5%と歳入全体に占める割合が高く、歳入構造の自主性という点からは、まだまだ課題が多いといえます。

なお、過去からの推移については、図13、図14及び巻末資料12～14をご覧ください。

図12 自主財源と依存財源の構成比（一般会計）



#### 一口メモ

●自主財源・依存財源とは… 県の歳入は、県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように県が自ら賦課徴収することのできる自主財源と、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに分けることができます。

表7 自主財源と依存財源における対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	平成15年度 決算額 A	平成14年度 決算額 B	比 較		構 成 比	
			増 減 A - B	伸 び 率 (A-B)/B	15年度	14年度
自主財源	331,874,931	345,798,619	△13,923,688	△4.0	45.3	44.2
依存財源	400,734,332	437,253,601	△36,519,269	△8.4	54.7	55.8
合計	732,609,263	783,052,221	△50,442,957	△6.4	100.0	100.0

（四捨五入のため合計にあわない場合があります。）

図13 歳入に占める自主財源及び依存財源の割合の推移（一般会計）

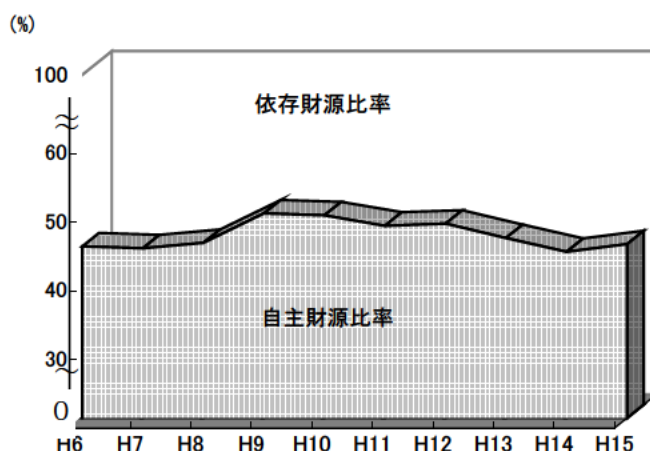
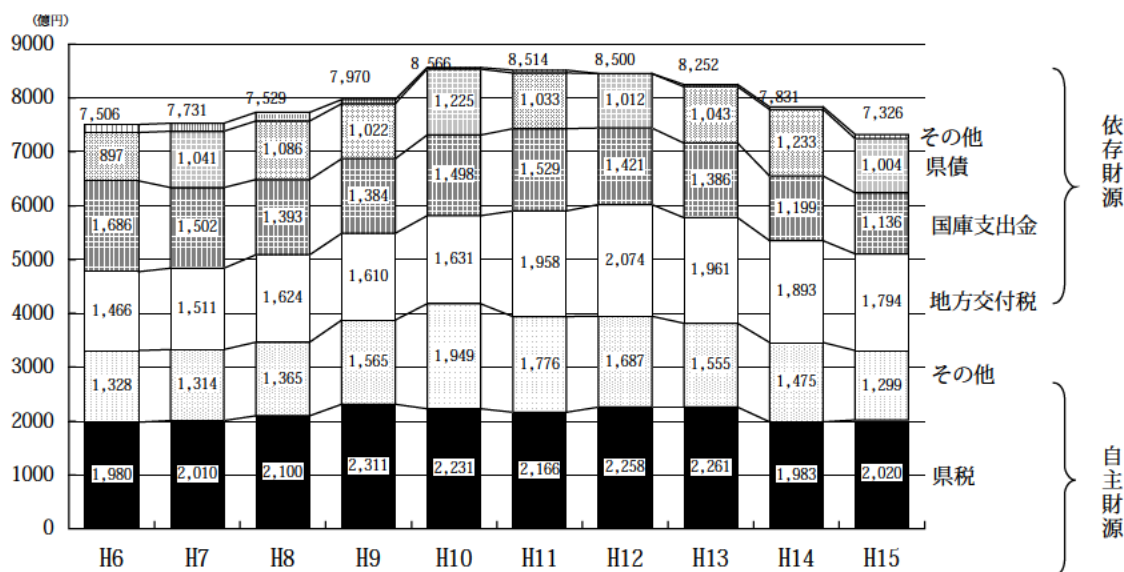


図14 自主財源と依存財源の区分による歳入決算の額の推移（一般会計）



（四捨五入のため合計にあわない場合があります。）

## (イ) 一般財源と特定財源

歳入の弾力性という観点から、県税や地方交付税といった用途の特定されていない一般財源と、国庫支出金や県債など用途があらかじめ特定されている特定財源に分類してみると、用途の特定されていない一般財源の歳入決算額に占める割合が高いほど弾力的な財政運営ができ、好ましい財政構造といえます。

平成15年度決算では、表8、図15及び巻末資料15のとおり、一般財源が64.1%、特定財源が35.9%となっています。

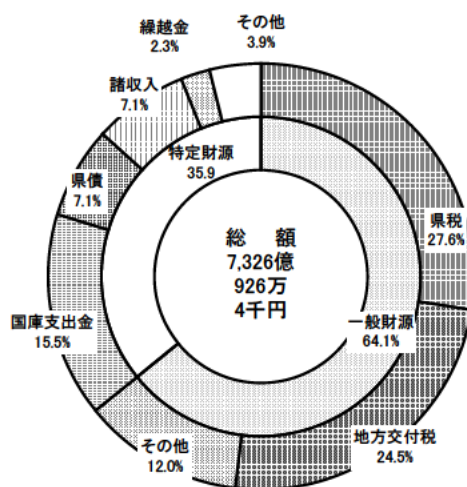
県税は増収であり、また、地方交付税は臨時財政対策債への振り替えされたことにより減収していますが、臨時財政対策債を一般財源として考えると、一般財源比率は、昨年の57.1%を7.0ポイント上回りました。

一般財源比率は、図16のとおり、平成4年度以降、国の経済対策による国庫支出金や県債の特定財源の増により、低い水準となっていました。平成13年度は特定財源が減収となったことから、全体の割合からみて、一般財源比率が57.1%となりました。

なお、過去からの推移については、図17及び巻末資料16～18をご覧ください。

図15 一般財源と特定財源の構成比（一般会計）

（単位：％）



※注 図15～図17の一般財源と特定財源について、県債のうち、臨時税収補てん債、減税補てん債、臨時財政対策債は、一般財源として区分している。

### 一口メモ

- 一般財源・特定財源とは… 県の歳入は、県税、地方譲与税、地方交付税などのようにその用途が特定されていない一般財源と、国庫支出金、県債、使用料及び手数料などのようにその用途が特定されている特定財源に分けることができます。

表8 一般財源と特定財源における対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	平成15年度 決算額 A	平成14年度 決算額 B	比 較		構 成 比	
			増 減 A-B	伸 び 率 (A-B)/B	15年度	14年度
一般財源	469,620,726	447,255,178	22,365,549	5.0	64.1	57.1
特定財源	262,988,538	335,797,043	△72,808,506	△21.7	35.9	42.9
合計	732,609,263	783,052,221	△50,442,958	△6.4	100.0	100.0

※注 表8の一般財源と特定財源について、県債のうち、臨時税収補てん債、減税補てん債、臨時財政対策債は一般財源として区分している。

図16 歳入に占める一般財源及び特定財源の割合の推移（一般会計）

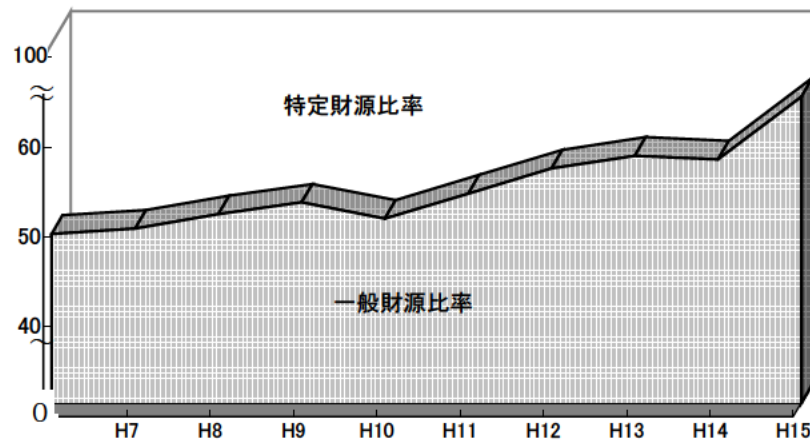


図17 一般財源と特定財源の区分による歳入決算の額の推移（一般会計）

